

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	児童福祉法施行令												
根拠条項	第 11 条												
許可等の種類	保育士試験事務の休廃止の許可												
法令の定め	<p>児童福祉法施行令第 11 条 指定試験機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> <p>児童福祉法施行規則第 6 条の 28 指定試験機関は、令第十一条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲 二 休止し、又は廃止しようとする年月日 三 休止しようとする場合にあつては、その期間 四 休止又は廃止の理由</p>												
審査基準	休廃止の試験事務の範囲、年月日、期間及び理由などあらかじめ具体的な審査基準を定めることが困難であり設定していない。												
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総 期 間</td> <td>日・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	日・月	()
総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	日・月	()											
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (電話番号：011-204-5236)												
申請先	同上												
問い合わせ先	同上												
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)												